⑻　本工事は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人東京医科歯科大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点以上、共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上であること。

⑷　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者

㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積7,000㎡以上の病院

㈡　新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積3,500㎡以上の病院

㈡　新営工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの。

②　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積7,000㎡以上（改修の場合は改修延べ面積）の病院

㈡　新営又は全面的な改修工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの。

②　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積3,500㎡以上（改修の場合は改修延べ面積）の病院

㈡　新営又は全面的な改修工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係が有る者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照。）。）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒113―8510 東京都文京区湯島１―５―45　国立大学法人東京医科歯科大学施設部施設企画課施設契約係　電話03―5803―5053

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法等

令和２年５月26日（火）から令和２年７月２日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時30分から17時00分まで。東京医科歯科大学ホームページにて無料で交付する。（東京医科歯科大学トップページ＞調達情報＞工事調達＞最新の入札情報）入札説明書の交付に当たっては無料とする。図面等の交付は、令和２年５月26日（火）から開始する。